第6章

計画の推進

1 計画の推進体制

本計画における、こども・若者支援施策及び子育て支援施策を総合的かつ効果的に推進するため、担当課や関係課との連携体制を整備します。

2 関係機関との連携強化

こども・若者支援施策及び子育て支援施策を円滑に推進することができるよう、児童相談所、保健所、教育機関、警察等の町内外の関連機関、関係団体、町内の住民組織等との連携を強化します。

3 進捗状況の管理

計画の推進にあたっては、関係課や関係機関とも連携を図りながら、推進体制の整備と計画の点検・評価を行います。また、計画を適切に進行するためＰＤＣＡサイクル*を実施し、計画の策定、取組の実施、評価、見直しを行います。
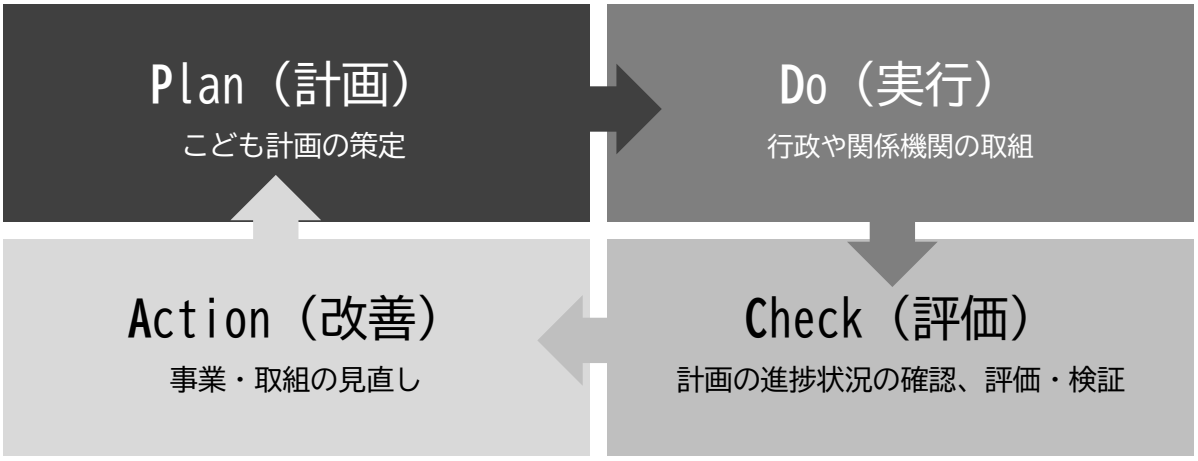
■ＰＤＣＡサイクル*のイメージ